京都市都市公園条例等の一部を改正する条例（令和８年１１月１１日京都市条例第１７　号）（都市計画局住宅室すまいまちづくり課及び建設局みどり政策推進室）

都市公園及び市民緑地の使用料及び利用料金の適正化を図る必要があるため、京都市都市公園条例等の一部を改正することとしました。

この条例は、令和９年４月１日から施行することとしました。

京都市都市公園条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１１月１１日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市条例第　１７　号

京都市都市公園条例等の一部を改正する条例

（京都市都市公園条例の一部改正）

第１条　京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第２　１使用料の欄中

「

円
５３０
１６０
５，８００
１６０
５９０

」を「

円
５６０
１７０
６，１００
１７０
６２０

」に改め、

同表２備考以外の部分中

「

円
４，６００
６４０
５，３００
５，３００
２，５００
２，５００
２，２００
５，３００
４，２００
１６０
２，０００
１６０
４，６００

」を「

円
４，８００
６７０
５，６００
５，６００
２，７００
２，７００
２，３００
５，６００
４，４００
１７０
５００
１７０
４，９００

」に改める。

９，４００

」

９，９００

」

（京都市大宮交通公園条例の一部改正）

第２条　京都市大宮交通公園条例の一部を次のように改正する。

別表１利用料金の欄中

「

４，６００円
９，４００

」を

「

４，９００円
９，９００

」に改め

る。

（京都市円山公園条例の一部改正）

第３条　京都市円山公園条例の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄中

「

４，６００円
９，４００

」を

「

４，９００円
９，９００

」に改める。

（京都市市民緑地条例の一部改正）

第４条　京都市市民緑地条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

４，６００円
９，４００
１６０

」を

「

４，９００円
９，９００
１７０

」に改める。

（京都市南岩本公園条例の一部改正）

第５条　京都市南岩本公園条例の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄中

「

３，８００円
７，８００

」を

「

４，９００円
９，９００

」に改める。

１３０	１７０

」　　」

（京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第６条　京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例（令和８年３月２６日京都市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

別表第２の改正規定中

「

１６０
４，６００
９，４００

」

を

「

１７０
４，９００
９，９００

」

に改める。

（京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第７条　京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例（令和８年３月２６日京都市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

別表１の改正規定中

「

１６０　円
４，６００
９，４００

」

を

「

１７０　円
４，９００
９，９００

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第６条、第７条、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第１条の規定による改正後の京都市都市公園条例（以下「改正後の都市公園条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

３　第２条の規定による改正後の京都市大宮交通公園条例、第３条の規定による改正後の京都市円山公園条例、第４条の規定による改正後の京都市市民緑地条例及び第５条の規定による改正後の京都市南岩本公園条例（以下「改正後の指定管理公園条例」という。）

に規定する利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

４　改正後の都市公園条例及び改正後の指定管理公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

５　前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して設置されている公園施設（使用料の額が月を単位として定められているものに限る。）に係る施行日を含む１月（当該期間における使用を開始する日（以下この項において「特定日」という。）が施行日であるものを除く。）の使用料の上限額は、特定日から施行日の前日までの第１条の規定による改正前の京都市都市公園条例（以下「改正前の都市公園条例」という。）別表第２に掲げる額の日割りによって計算した額と施行日から当該期間の末日までの改正後の都市公園条例別表第２に掲げる額の日割りによって計算した額との合計額とする。

６　附則第４項の規定にかかわらず、施行日前から継続して占用している物件（使用料の額が年を単位として定められているものに限る。）に係る施行日を含む１年（当該期間における使用を開始する日（以下この項において「特定日」という。）が施行日であるものを除く。）の使用料の上限額は、特定日から施行日の前日までの改正前の都市公園条例別表第２に掲げる額の日割りによって計算した額と施行日から当該期間の末日までの改正後の都市公園条例別表第２に掲げる額の日割りによって計算した額との合計額とする。

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課及び建設局みどり政策推進室）